床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	建築確認等　件
（略）	（略）
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	建築確認等　件
（略）	（略）
小荷物専用昇降機以外の建築設備（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築確認等　件
（略）	（略）
小荷物専用昇降機（建築物の計画に含まれるものを除く。）	建築確認等　件
（略）	（略）
工作物	建築確認等　件
合　計	建築確認等　件
（略）	（略）

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第七条の三　法第六条の二第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて同条第一項の規定による求めをしようとする場合における第三条第一項の規定及び第五条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「を添えて」とあるのは「並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」と、第五条第一項中「並びに建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項若しくは第四項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて」とあるのは「、建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項若しくは第四項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写し並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」とする。	**第七条の三**　法第六条の二第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて同条第一項の規定による求めをしようとする場合における第三条第一項の規定及び第五条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「を添えて」とあるのは「並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」と、第五条第一項中「並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写しを添えて」とあるのは「、建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証（以下この項において単に「確認済証」という。）の写し並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」とする。

（官公庁施設の建設等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定期点検） **第一条**　（略） 2　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第二十二項又は第二十六項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第一項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。	（定期点検） **第一条**　（略） 2　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の法第十二条第一項の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。